

## 法人住民税

法人町民税は、町内に事務所や事業所を有する法人や、人格のない社団等に課税される税金です。個人の町県民税と同様に均等割と、国税である法人税の額に応じて負担する法人税割との合計です。

### ○法人税割

標準税率 9.7%

※平成26年度税制改正により、法人町民税法人税割の一部が国税化され、地方に再分配されることになりました。この改正を踏まえ、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人町民税の税率を以下のとおり引き下げます。

12.3% → 9.7% (▲2.6%) (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

※平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前事業年度の法人税割額の4.7/12 (通常は6/12) となります。

### ○均等割

号	法人等の区分				標準税率(年額)		
9	資本等の金額が	50億	円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が		3,000,000	円	
			50人	を超えるもの(公共法人等を除く。)			
8	資本等の金額が	10億	円を超え	50億	円以下である法人で町内の	1,750,000	円
	事務所等の従業員数が		50人	を超えるもの(公共法人等を除く。)			
7	資本等の金額が	10億	円を超える法人で町内の事務所等の従業員数が		410,000	円	
			50人	以下であるもの(公共法人等を除く。)			
6	資本等の金額が	1億	円を超え	10億	円以下である法人で町内の	400,000	円
	事務所等の従業員数が		50人	を超えるもの(公共法人等を除く。)			
5	資本等の金額が	1億	円を超え	10億	円以下である法人で町内の	160,000	円
	事務所等の従業員数が		50人	以下であるもの(公共法人等を除く。)			
4	資本等の金額が	千万	円を超え	1億	円以下である法人で町内の	150,000	円
	事務所等の従業員数が		50人	を超えるもの(公共法人等を除く。)			
3	資本等の金額が	千万	円を超え	1億	円以下である法人で町内の	130,000	円
	事務所等の従業員数が		50人	以下であるもの(公共法人等を除く。)			
2	資本等の金額が	千万	円以下である法人で町内の事務所等の従業員数が		120,000	円	
			50人	を超えるもの(公共法人等を除く。)			
1	その他の法人等				50,000	円	